

酒 税

必要行為継続申請書
(高濃度エタノール製品)

收受印

整理番号

令和 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒 -	(電話)
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
税務署長 殿			

必要行為の継続を認めていただきたいので、酒税法第20条第1項の規定により下記のとおり申請します。
記

製造場又は販売場の所在地及び名称

免許取消
(消滅)年 月 日 令和 年 月 日

取り消された(消滅した)免許の種類

免許取消し
(消滅)の原因 厚生労働省が臨時的・特例的な対応として定めた「高濃度エタノール製品」の取扱いを終了するため。

必要行為の継続を要する期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の間

必要行為の継続を要する事項 「高濃度エタノール製品」の取扱いを終了したときに、所有していた高濃度エタノール製品の販売

製品及び半製品の数量並びに処分計画

※調査事項等

※税務署処理欄 入力年月日 担当者

必要行為継続申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第20条第1項、第2項又は第3項の規定により、酒類の製造、又は酒類の販売を継続しようとする場合に使用してください。
- 2 「取り消された（消滅した）免許の種類」欄には、例えば、「スピリッツ製造免許」等と記載してください。
- 3 「製品及び半製品の数量並びに処分計画」欄には、酒類については品目別に、酒母等又は半製品についてはそれらの区分ごとに詳細に記載してください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。